明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則（原子力規制委一一）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務三六四）
○千八百九十六年五月四日にパリで補足され、千九百八年十一月十三日にベルリンで改正され、千九百十四年三月二十日にベルヌで補足され並びに千九百二十八年六月二日にローマで、千九百四十八年六月二十六日にブラッセルで、千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された千八百八十六年九月九日の文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約へのクック諸島の加入に関する件（外務二八三）　二
○財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でするときは、現金でできる事務所を定める件の一部を改正する件（財務二一六）
○財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でできる事務所を定める件の一部を改正する件（同二一七）　三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産一三一〇）
○都市計画に関する件（中部地方整備局七三、七四）
○道路に関する件（九州地方整備局一四七）
○都市計画に関する件（同一四八）

〔国会事項〕

〔人事異動〕
内閣　警察庁　消費者庁

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）
国土交通省防災業務計画の修正要旨の公表について（国土交通省）
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、有権者申出方、土地家屋調査士・土地家屋調査士法人懲戒処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
平成二十八年度会計検査院共済組合の決算関係
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分関係
会社その他

規　則

○原子力規制委員会規則第十一号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の二十四第一項及び第四十三条の三の三十二第四項の規定に基づき、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年八月七日　原子力規制委員会委員長　田中　俊一

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部を改正する規則

実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）の一部を、別表により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（保安規定）	（保安規定）
第九十二条　［略］	**第九十二条**　［同上］
2　法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる場合にあっては、当該各号に定める書類を添えて、申請しなければならない。ただし、第二号に掲げる場合において、第八十二条第二項の評価を第百十三条第二項第二号の評価と一体として行っている場合であって、同号の評価の結果を記載した書類を添えて同条第一項の規定による申請がされているときには、第二号に定める書類を添付することを要しない。	2　法第四十三条の三の二十四第一項の規定により保安規定の認可又はその変更の認可を受けようとする者は、次に掲げる場合にあっては、当該各号に定める書類を添えて、申請しなければならない。
［一・二　略］	［一・二　同上］
［3～5　略］	［3～5　同上］
（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）	（発電用原子炉の運転の期間の延長に係る認可の申請）
第百十三条　［略］	**第百十三条**　［同上］
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号の評価を第八十二条第二項の評価と一体として行っている場合であって、同項の評価の結果に関する第九十二条第二項第二号に定める書類を添えて同項の規定による申請がされているときには、第二号に掲げる書類を添付することを要しない。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
［一～三　略］	［一～三　同上］
3　［略］	3　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。